

令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 適格消費者団体等活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年3月31日佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱で定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、適格消費者団体又は適格消費者団体の認定を目指す県内の消費者団体に支援することにより、消費者の安全で安心な消費生活の実現に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者団体 消費者基本法（昭和43年5月30日法律第78号）第8条により定められた団体のほか、知事が特に認める団体をいう。
- (2) 適格消費者団体 消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号）第13条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、佐賀県内に所在し、県内で活動する消費者団体とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や、政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体、暴力団体又はその構成員の統制下にある団体は除く。

(補助金の内容)

第5条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 補助事業者は前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合に

は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

4 規則第6条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認められるものについて、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書を申請者に交付し、通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に係る経費又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 事業に要する経費配分の30%以内の変更をする場合
- (2) 事業の目的及び効果に影響を及ぼさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の状況報告)

第11条 知事は、補助事業遂行の状況に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業遂行の状況について報告を求めることができる。

(補助金実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに様式第4号によ

る補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日（第10条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から10日以内）とする。
- 3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書を補助事業者に交付し、通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第14条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。
- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとする。
 - 3 規則第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第16条 知事は、次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正等の不適當な行為をした場合
 - (3) 補助金の交付決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分

に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(ローカル発注)

第17条 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙(「佐賀県ローカル発注促進要領」(令和6年7月26日付け))のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第22条第3号に規定する財産は、1件当たりの取得金額が10万円以上の器具、備品その他これに類する財産とする。

2 規則第22条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

(その他)

第19条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、交付の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表(第5条関係)

補助対象事業		1 消費者契約法第13条第3項第2号により定められた適格消費者団体の認定のために必要な活動実績となりうる事業 2 適格消費者団体としての活動にかかる事業
補助対象経費	人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対して支払う人件費
	報償費	助言等を行う専門家に支払う謝金
	旅費	事業に直接従事する者及び専門家に支払う交通費、日当、宿泊費等
	需用費	事業に係るパンフレットやリーフレット等の印刷製本に要する経費のほか、消耗品等の購入に要する経費
	役務費	事業に係る通信・運搬費・輸送料等
	委託料	事業を行うために、事業の一部を第三者に委託する経費
	使用料及び賃借料	会場借上料のほか、事業の遂行に必要な機材の借用料等
備品購入費	事業に係る比較的長期の使用に耐えるもの並びにその付属品で器具機械として整理するものの購入に要する経費	

	その他	事業を行うために必要な経費等、業務遂行上必要であり、知事が認めた費用
補助率		補助対象経費の10分の10
補助限度額		650千円

※計上できない経費：

- (1) 事業者の組織運営等に係る経常的な経費、適格消費者団体として活動する際に経常的に発生する経費（差し止め請求に係る業務等）及び事業者の設備投資並びに財産取得に係る経費、食糧費
- (2) 見積書、契約書、納品書、領収書等で契約・支払金額及び支払日が確認できない経費
- (3) クレジットカードによる支払で、下記アからウまでに該当する経費
 - ア 補助対象期間中の口座引き落としが確認できないもの
購入品等の引き取りが補助対象期間中であっても、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費とする。なお、分割払い等により、補助対象期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない場合も含む。
 - イ 補助事業者の代表者や従業員が、補助事業者のクレジットカードではなく、個人のクレジットカードで支払を行った「立替払」において、以下のいずれも確認ができないもの
 - ・補助対象期間中の当該クレジット払いに係る口座引き落とし
 - ・補助対象期間中における補助事業者と立替払者との間での精算
 - ウ 支払に充当したポイント等
ポイント等を支払に充当した場合の充当分相当額

※備考：補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

様式第1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団体名
代表者 役職名
氏 名

令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付申請書

令和8年度において、下記のとおり適格消費者団体等活動推進事業を実施したいので、適格消費者団体等活動推進事業費補助金 金〇〇〇〇〇円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）

(別紙1)

事業計画書

事業名	
事業主体	
事業の目的	
事業内容	(実施期間) (実施地域) (実施項目・具体的な内容) ・令和8年度 ・令和9年度以降
事業実施スケジュール	・令和8年度 ・令和9年度以降
予想される成果・効果	
その他特記事項	

(別紙2)

収 支 予 算 書

		区 分	予算額 (千円)
収 入		適格消費者団体等活動推進事業費補助金	
	自己 資金	自己負担金	
		寄付金、企業協賛金	
		その他	
	事業 収益金 その他 の 収 入	事業収益金	
		入場料、参加料	
		その他	
	合 計		

		区 分	予算額 (千円)	内 訳
支 出				
		合 計		

様式第2号（第9条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団体名
代表者 役職名
氏 名

令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇月〇日付〇第〇〇号により補助金交付決定の通知があった令和8年度適格消費者団体等活動推進事業を下記のとおり変更したいので、承認されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 補助金額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引	申請額
	（追加）	円
	（減額）	

3 変更の内容（別紙のとおり）

（注）変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう補助金交付申請書の様式により変更前を（ ）書で2段書すること。

様式第3号（第10条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団体名
代表者 役職名
氏 名

令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金〔中止・廃止〕申請書

○年○月○日付○第○○号により補助金交付決定の通知があった令和8年度適格消費者団体等活動推進事業を下記のとおり〔中止・廃止〕したいので、承認されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 補助金額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引〔中止・廃止〕申請額	円

3 〔中止・廃止〕の内容（別紙のとおり）

（注）変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう補助金交付申請書の様式により変更前を（ ）書で2段書すること。

様式第4号（第12条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団体名
代表者 役職名
氏 名

令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金実績報告書

○年○月○日付○第○○号により補助金交付決定通知のあった令和8年度適格消費者団体等活動推進事業については、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書（別紙1）
- 2 収支決算書（別紙2）
- 3 その他必要な書類

(別紙1)

事業実績書

事業名	
事業主体	
事業内容	(実施期間) (実施地域) (実施項目・具体的な内容)
事業実施の成果・効果	
今後の事業展開 (活用方針)	
その他特記事項	

(別紙2)

収 支 決 算 書

	区 分		予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	
	収 入	適格消費者団体等活動推進 事業費補助金				
自 己 資 金		自己負担金				
		寄付金、企業協賛金				
		その他				
事 業 収 益 金 そ の 他 の 収 入		事業収益金				
		入場料、参加料				
		その他				
合 計						

支	区 分	予算額 (円)	決算額 (円)	増減(円)	内 訳			
					項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減(円)
出								
	合 計							

(注) 収支の明細がわかる資料を添付すること。

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

住 所
団 体 名
代 表 者 役職名
氏 名

令和8年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった〇〇〇〇〇〇〇〇〇
補助金について、佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度佐賀県消費者団体活動等支援事業
補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

（注） 参考となる資料を添付すること。

様式第6号（第14条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団体名
代表者 役職名
氏 名

令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金精算請求書

○年○月○日付○第○○号により補助金の額の確定通知があった令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

<振込先>

金融機関名

支店名

口座種別 普通 ・ 当座

口座番号

（フリガナ）

口座名義人

様式第7号（第14条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

住 所
団体名
代表者 役職名
氏 名

令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金概算払請求書

○年○月○日付○第○○号により補助金交付決定通知のあった令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金のうち、下記金額を概算払で交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和8年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金要綱の規定により請求します。

記

請求金額	金	円
内訳	交付決定額	円
	（交付済額	円）
	今回請求額	円
	残 額	円

<振込先>

金融機関名

支店名

口座種別 普通 ・ 当座

口座番号

（フリガナ）

口座名義人